

住居確保給付金のしおり (転居費用補助)

～離職・休業等によって住居を喪失又はそのおそれがあり、家計改善のために転居が必要な方へ～

住居確保給付金（転居費用補助）とは

転居費用の補助は、同一の世帯に属する方の死亡又は離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に、転居費用相当分の給付金を支給するものです。

※支給要件のひとつとして、家計改善支援事業による家計に関する相談支援において、家賃額の削減等のために転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められる必要があります。

申請の希望がある方は、まずは、下記の自立相談窓口（家計改善支援事業も実施）に、ご相談ください。

【大和市自立相談窓口（大和市社会福祉協議会）】
住所：大和市鶴間1-25-15 大和市第2分庁舎内
電話：046-200-6177

転居費用の補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

1.【基本要件】

申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は、申請者か申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（世帯収入額）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方

2.【収入減少期間要件】

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内

3.【生計維持要件】

申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること

4.【収入要件】

申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の③収入基準額以下であること

世帯人数	①基準額	②家賃額の上限	③収入基準額 ＝①基準額＋家賃額（②が上限）
1人	84,000円	41,000円	最大 125,000円
2人	130,000円	49,000円	最大 179,000円
3人	172,000円	53,000円	最大 225,000円
4人	214,000円	53,000円	最大 267,000円
5人	255,000円	53,000円	最大 308,000円

5.【資産要件】

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産（現金、預貯金、債権、株式、投資信託）の合計額が次の表の金額以下

世帯人数	金融資産（現金＋預貯金）
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

6.【家計改善に関する要件】

家計に関する相談支援において、家計の改善のため、次のいずれかの事由により転居が必要だが、その費用の捻出が困難だと認められること

- ・家賃が低額な物件等への転居により、支出の削減が見込まれること
- ・一月当たりの家賃は増えるが、家計全体の支出削減が見込まれること

7. 国や地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

転居費用補助の支給額等

1. 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

2. 支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費（上記表の左側）を支給します。支給額には上限があり、上限額は、転居先の住居がある市町村の①住宅扶助基準額の3倍（これによりがたいときは ②特別基準額の4倍）となります。

<参考：大和市内に転居する場合の上限額>

世帯人数	①住宅扶助の 基準額×3	②住宅扶助の 特別基準額×4
1人	123,000円	212,000円
2人	147,000円	228,000円
3人	159,000円	248,000円
4人	159,000円	264,000円
5人	159,000円	280,000円
6人	171,000円	280,000円
7人以上	192,000円	296,000円

※支給額は転居先の状況によりますので、詳細は相談時にご確認ください。

3. 支給方法

原則として、不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

手続きの流れ（支給の場合）

1. 自立相談窓口へのご相談
2. 利用申し込み
3. プラン作成・目標設定
4. 家計改善支援事業の実施

家計改善支援事業とは

- ・収入、支出その他家計の状況を適切に把握することなどを支援するもの（家計表などを活用し、収支のバランスや借金の状況等を整理）
- ・生活困窮者自立支援制度のメニューのひとつであり、申し込みは、表紙に記載の自立相談窓口へお願いします。

5. 要転居証明書の交付
6. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請
7. 転居先の住居の確保・不動産仲介業者等との調整
8. 追加書類の提出
9. 大和市での審査・支給決定
10. 支給決定通知・初期費用の振込
11. 転居
12. 入居から7日以内に住居確保報告書等を市に提出
（13. 家財道具の運搬費用等の振込 ※状況に応じて実施）

その他

虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合には、以後の給付を中止するとともに、既に支給した給付についても返還していただきます。

【お問い合わせ先】

大和市自立相談窓口（大和市鶴間1 - 25 - 15、大和市役所第2分庁舎内）

TEL : 046 - 200 - 6177 / FAX : 046 - 263 - 2446